

入札説明書

次のとおり事後審査型制限付一般競争入札を執行する。

令和6年10月23日

大阪市生野区長 筋原 章博

1 担当

〒544-8501 大阪市生野区勝山南3丁目1番19号

大阪市生野区役所企画総務課 電話 (06) 6715-9004

2 入札に付する事項

- (1) 業務名称 生野区役所お客様エスコートサービス事業フロアマネージャー派遣（長期継続）
- (2) 業務内容 仕様書のとおり
- (3) 契約期間 令和7年2月1日～令和10年1月31日

3 日程

- (1) 質問受付 公告の日から令和6年11月7日（木）まで
- (2) 質問回答掲載 令和6年11月13日（水）
- (3) 入札執行日時 令和6年11月21日（木） 10時00分

4 入札参加資格

次に掲げる条件の全てに該当し、本市の入札参加資格審査においてその資格を認められた者は入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する同令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度本市入札参加者名簿（委託）に承認種目「大分類01：建物等各種施設管理－中分類：18 受付・案内－小分類：01 受付（庁舎・施設）」または「大分類13：その他代行－中分類：07 人材派遣－小分類：01 人材派遣」のいずれかで登録されていること。
- (3) 入札参加申請時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (4) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (5) 労働者派遣事業の許可を得ていること。
- (6) 本業務を履行することができる体制が整備されていること。
- (7) 現在までに、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」第14条第1項及び第2項の行政処分を受けていないこと。
- (8) 過去5年間に、派遣業務に関して同種・同程度の業務の実績を有すること。
- (9) プライバシーマークやISMS認証を取得していること。もしくは、個人情報保護に関する内部規定を作成していること。

5 関係会社の参加制限

当該入札に参加しようとする者が、次のいずれかの関係に該当する場合、そのうちの1者しか参加できない。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合

- ①子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。）の関係にある場合
- ②親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- ①一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であつて、1) から4) までに掲げる者に準ずる者

- ②一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

- ③一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(3) 以下のいずれかに該当する2者の場合

- ①組合とその構成員

- ②一方の会社等の電話、ファクシミリ、メールアドレス等の連絡先が、他方の会社等と同一である場合

- ③一方の会社等の大阪市の入札に関わる営業活動に携わる者が、他方の会社等と同一である場合

(4) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記(1) から(3) と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

6 比較対象労働者にかかる情報提供

平成30年労働者派遣法改正により、派遣先は派遣法第26条第11項の規定を遵守できるよう、派遣料金に関して配慮しなければならないとされているが、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により、入札金額の変更は認められない。このため、派遣法第26条7項に定める比較対象労働者の待遇情報をあらかじめ提供するので、派遣法の目的を果たすことのできる金額をもって応札すること。

7 質問について

- (1) 質問については、電子メールにより次のアドレスまで行うこと。
質問の提出先アドレスは、ikuno-keiyaku@city.osaka.lg.jp なお、電子メール件名に「お客様エスコートサービス事業フロアマネージャー派遣」と記入すること。
- (2) 質問の受付は令和6年11月7日（木）午後5時30分までとする。締切以降の質問については受け付けない。
- (3) 受け付けた質問については、令和6年11月13日（水）付けで当該案件が公開されているホームページに掲載を行う。なお、質問に対する回答の他、入札に関して伝達すべき事項を掲載する場合があるので、必ず入札執行日までに内容を確認すること。

8 入札執行日時及び場所

- (1) 入札執行日時 令和6年11月21日（木） 10時00分
※入札室は約30分前から開場
- (2) 入札執行場所 大阪市生野区勝山南3丁目1番19号
大阪市生野区役所 5階 503会議室

9 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要（ただし、大阪市契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は免除する）
- (3) 保証人 不要

10 入札の方法

- (1) 上記2の入札に付する事項について、入札書に記載する金額は消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100（税抜金額）に相当する金額とする。
- (2) 入札は、入札執行日時に入札執行場所に出席して行わなければならない。
- (3) 入札者は、提出済の入札書の書換え、引換え又は撤回することはできない。
- (4) 開札の結果、落札者がいないときは再度入札を行う。再度入札締切宣言後の入札書の提出は無効とする。

11 入札の無効

- (1) 大阪市契約規則第28条第1項の各号のいずれかに該当する入札
- (2) 申出書類に虚偽の記載をした者の入札
- (3) 本市が交付した入札書を用いないでした入札
- (4) 同一入札について、他の代理人を兼ね又は2人以上の代理人として入札したときはそ

の全部の入札

12 落札候補者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。
- (2) また、落札候補者となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、抽選により落札候補者を決定する。

13 入札参加資格審査資料の提出

「12」において、落札候補者となったものは、次の要領で、入札参加資格審査資料を提出し、入札参加資格を有していることの審査を受けなければいけない。

- (1) 提出資料 ア 会社概要（パンフレット等）
 イ 労働者派遣事業許可証の写し
 ウ 本業務を履行することができる体制が整備されていることを証明できるもの（雇用者数報告書、健康保険届出者 等）
 エ 過去5年以内の同種・同程度の業務の契約実績調書
 オ プライバシーマークやISMS認証を取得していることを証する書面の写しもしくは、個人情報保護に関する内部規定等の写し
 カ 誓約書（※契約の相手方となった場合に速やかに提出すること。
 なお、入札参加資格審査資料の提出時の提出も可とする。）
- (2) 書類の交付 生野区ホームページ上、及び「1 担当」に同じ
- (3) 提出日時 落札候補者となった日の翌開庁日午後5時30分までに提出すること。
- (4) 提出先 「1 担当」に同じ
 ※申請書類は必ず持参すること（郵送・FAX・電子メール不可）

14 落札者の決定

- (1) 落札者の決定（予定）日 令和6年11月27日（水）を予定とするが、入札参加資格の審査状況により延期する場合がある。
- (2) 落札者への通知決定 電話により通知する。

15 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、事業予定者決定後において、この募集要項の内容について、不明又は、錯誤を理由に異議を申し立てることはできない。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 最低制限価格の有無 無